

令和5年度財政援助団体等監査(1)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査(1)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和5年10月26日

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和5年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施するとともに、つぎの諸事項に留意して監査した。

ア 指定管理者

【団体関係】

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおり行われているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおり行われているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか(管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内に行われているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (キ) 利用促進のための努力は行われているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮し、かつ法令に則り適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る会計経理は経理規程等に従い適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(シ) モニタリング制度による報告は適切に行われているか。

【所管課関係】

(ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。

(エ) 事業報告書の点検は適切に行われているか。

(オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。

(カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。

(キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(ク) 施設を安全かつ適法に維持管理しているか。

対象団体

【指定管理者】 一般財団法人上田市地域振興事業団
武石少年自然の家（ベルデ武石）

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係者にその都度口頭で改善を指導した。